補助金の交付を受けようとする者がリース事業者であって、当初のリース契約期間が5年に満たない場合にあって、その契約期間満了後も取得より5年を満たすまでの間、貸し渡す事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことを証する書類

公益社団法人　全日本トラック協会

会　長　　　寺　岡　洋　一　殿

リース契約延長　宣誓書

　当社は、貸渡先である　　　　　　　　　　　　に対し、令和６年度物流効率化等推進事業費補助金（中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援）（①～④車両の効率化設備の導入等事業、⑤～⑬業務効率化事業及び⑭原価管理システムの導入支援事業に限る））の補助対象となるシステム及び機器を、当初のリース契約満了後においても、取得より５年を満たすまでの間、引き続きリース契約を締結します。

以上のとおり相違ないことを宣誓いたします。

令和　　　年　　　月　　　日

（申請者）

住　　所

会社名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（貸渡先事業者情報記載欄）

住　　所

会社名

代表者

（転リース契約を介している場合の転リース事業者名記載欄）

住　　所

会社名

代表者